Web年金広報
2025年7月号
Vol.148（通巻793）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

Topics｜トピックス

◆社会保障審議会年金部会が年金制度改正法成立後、初開催される
◆「組織的な指示・対応は認められない」
～厚生労働省「2024年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」～
◆年金制度改正法の改正ポイントを厚生労働省がホームページで説明
◆日本年金機構がチャットボットで「オンライン事業所年金情報サービス」の案内を開始
◆2025年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.7%

◆社会保障審議会年金部会が年金制度改正法成立後、初開催される

厚生労働省は、6月30日に第25回社会保障審議会年金部会（以下、年金部会）（部会長は菊池馨実（きくちよしみ）早稲田大学理事・法学学術院教授、部会長代理は玉木伸介（たまきのぶすけ）大妻女子大学短期大学部教授）を年金制度改正法成立後、初開催した。「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律について（報告）」「社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について（報告）」が議事とされた。

【社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律について（報告）】

5月16日、第217回通常国会に提出され6月13日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（以下、年金制度改正法）について下記の報告があった。

〔改正の概要・施行期日〕

年金広報6月号（vol.147）（https://www.npo-nenkin.jp/web_koho/index.html）のトピックスをご覧ください。

〔主な改正のねらい〕

1. 被用者保険の適用拡大

- 厚生年金保険に適用されることで手厚い保障が受けられる人を増やす。
- 被用者保険の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくする。
- 人口が減少するなかで、事業所の人材確保に資する取組みを進める。

2. 在職老齢年金制度の見直し

- 高齢者が働きながら、より年金を受給しやすい制度を構築する。
- 一部の業界では既に働く時間を減らす動きも見られるため、他の業界にも広く影響が出ないよう、早期に対応する。

3. 遺族年金の見直し

- 遺族厚生年金を、女性の就業率上昇等の社会変化に合わせ、男女問わず受給しやすくする。
- 遺族基礎年金を、子ども自らの選択によらない事情に関わらず、受給しやすくする。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

- 賃金上昇の継続を見据え、世代内の公平のためにも、上限に該当する人は賃金に応じた負担をする一方で将来、手厚い給付を受けられるようにする。
- 厚生年金制度の財政を改善することで、厚生年金全体の給付水準を底上げする。

5.　私的年金制度の見直し

- 働き方に関係なく、誰もが長期的に老後資産を形成できるようiDeCoの加入可能年齢を引き上げる。また、加入者にとってシンプルで分かりやすい制度を構築する。
- 企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにする。

〔2024年財政検証結果〕

2024年財政検証では年金制度改正案を反映させた場合の所得代替率の試算を行った。

2024年度の足下では61.2％の所得代替率が、年金制度改正を行わない場合、成長型経済が移行・継続する（実質１％成長）パターン（A）では、2037年には57.6％、過去30年を投影する（実質ゼロ成長）パターン（B）では2057年に50.4％まで低下する。

一方、年金制度改正案を反映すると、パターン（A）では、2034年には58.9％、パターン（B）では2052年に51.8％となる（**図1**）。

＜図1＞　制度改正案による所得代替率への影響（2024年財政検証）

公的年金の制度改正案の主な内容

①被用者保険の適用拡大等（短時間労働者に係る企業規模要件及び賃金要件の撤廃＋５人以上個人事業所に係る非適用業種の解消（対象者数：200万人））
②在職老齢年金制度の見直し（支給停止となる収入基準額の引上げ：　５０万円→６２万円）
③遺族年金の見直し
④標準報酬月額上限の見直し（最高等級の改定ルールの見直し、上限額の引上げ：　６５万円→７５万円）
※2026～2030年度まで報酬比例部分のマクロ経済スライド調整率を１／３に緩和。

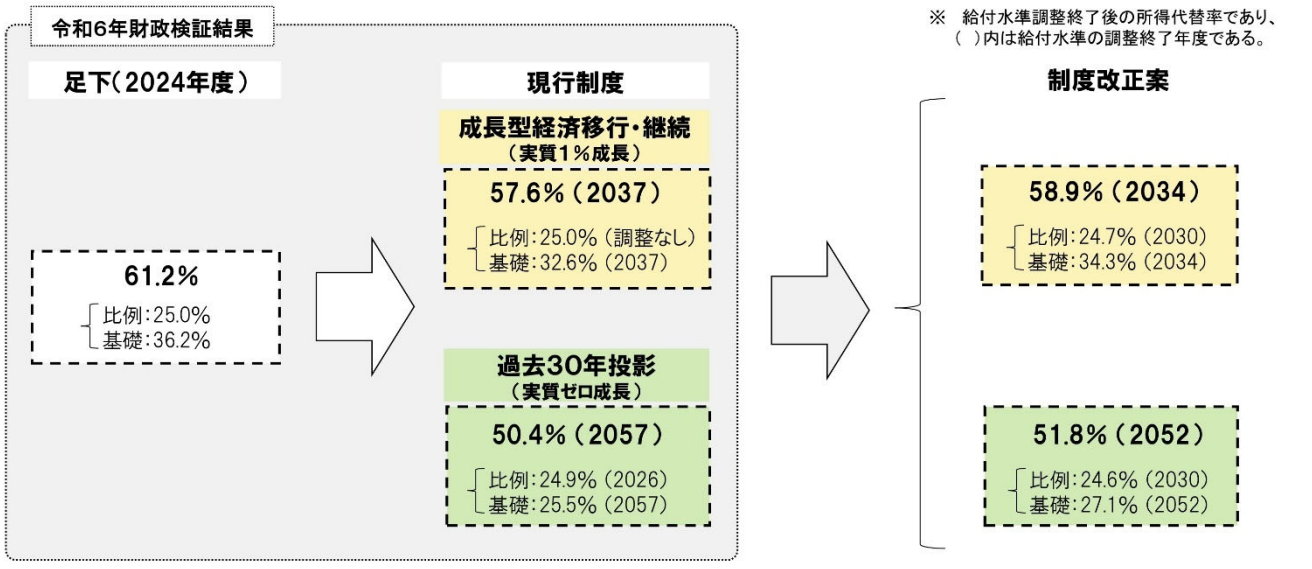

注１：　試算の前提となる人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）
注２：　所得代替率への影響は、適用拡大により＋１．４%、在職老齢年金の見直しにより▲０．２%、標準報酬月額上限の見直しにより＋０．２%、その他（遺族年金の見直し等）により０．０%。
注３：　制度改正案においては、附則第３条の規定により報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を2030年度まで延長するが、過去30年投影ケースにおいて財政均衡を図るためには、１年分に満たない調整率により2031年度まで調整が必要。

〔年金制度改正法に関する周知・広報について〕　※後掲

厚生労働省は年金制度改正法案を国会に提出した5月16日に、ホームページ※に法案の詳細な資料等を掲載した。また、改正法が成立した6月13日以降は、施行に向けた周知・広報を行っている。具体的には、改正の内容、趣旨・意義等について、文字による説明だけでなく、分かりやすく図解した資料やショート動画をYou Tubeに掲載している。また、問い合わせが多かった遺族年金制度の見直し内容については、Q&Aと説明資料を公式Xに掲載した。

※URLは後掲の「年金制度改正法の改正のポイントを厚生労働省がホームページで説明」の項目に掲載。

【社会保障審議会年金数理部会の公的年金財政状況報告について（報告）】

社会保障審議会年金数理部会は、公的年金の毎年度の財政状況について、公的年金の各制度・各実施機関からの報告に基づき、専門的な観点から横断的に分析・評価を行った結果をとりまとめている。これによると、公的年金制度全体でみると、2023年度は、運用損益分を除いた収入総額が54.4兆円、支出総額が54.5兆円で、運用損益分を除いた単年度収支残は0.1兆円のマイナスとなった。

時価ベースの運用損益は53.6兆円のプラスとなり、その結果、時価ベースの年度末積立金は前年度に比べ53.5兆円増加し、304.0兆円となった。

◆「組織的な指示・対応は認められない」
～厚生労働省「2024年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」～

厚生労働省は6月11日、「2024年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」を公表した。この調査は、2025年3月以降に報道された「障害年金の不支給認定者が急増している」との情報を受けて、厚生労働省が日本年金機構と連携して調査を行ったもの。2024年度決定分から、新規裁定1,000件、再認定10,000件を無作為抽出して調査を行った。抽出した件数のうち、不支給または支給停止となった事案（新規130件・再認定105件）については、審査資料等の個別確認を実施した。また、この新規130件のうち、精神障害で「障害等級の目安（後述）より下位に認定され不支給となっているケース」等の計64件については、審査担当職員にヒアリングを実施した。併せて、センター長等の職員や認定医へのヒアリングを実施した。

【集計結果】

新規裁定1,000件のうち、非該当は130件（13.0%）で前年度の非該当割合（8.4%）より4.6ポイント上昇した。2019年度に障害年金業務統計の公表を開始後、過去最高だった2019年度の非該当割合（12.4%）とおおむね同水準となった。

非該当割合を種類別にみると、精神障害で12.1%、外部障害で10.8%、内部障害で20.6%となっており、2023年度と比較すると、精神障害の非該当割合の上昇が最も大きくなっている（**図2**）。

内部及び外部障害は、医学的な検査数値等の客観的な指標が障害認定基準に定められており、不支給事案の個別確認の結果、特段の問題点等は確認できなかった。一方、精神障害は、指標による評価が必ずしもできない部分があり、ガイドラインや、それに基づく障害等級の目安が定められている。不支給事案に占める「目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」または「目安が2つの等級にまたがるものについて、下位等級に認定され不支給となっているケース」の割合は75.3%となった。

再認定については、10,000件のうち、支給停止は105件（1.0%）で、前年度の支給停止割合（1.1%）と同水準となった。

＜図2＞　種類別非該当割合

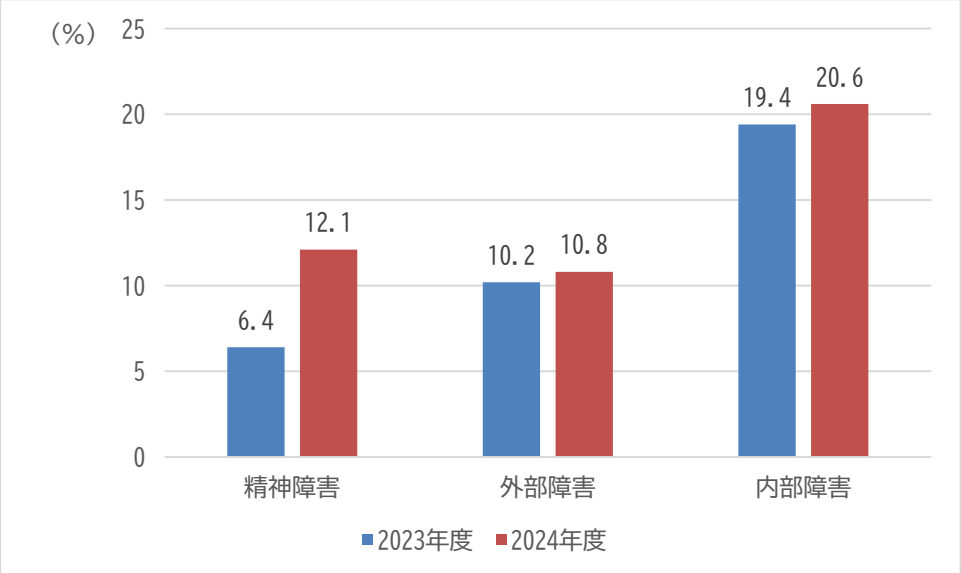

【ヒアリング結果】

●組織的な指示や対応があったか

・障害年金センター長から、認定の根拠を明確にすべき等といった指摘はあったが、理事長やセンター長等が審査を厳しくすべきといった指示を行っていた等の事実は、確認できなかった。

・認定医に関する文書は、担当者間で引継等に使用している。職員が担当する認定医は1～3名程度で、選択の余地はほとんどないため、組織的に認定をコントロールする意図は認められない。ただし、認定の傾向に関することなど、一部に適切ではない記載内容はあった。

＜今後の対応策＞　認定医に関する文書を廃止し、無作為で担当認定医を決定する。

●認定のプロセスに問題がないか

診断書等に疑義があった場合は医師等へ照会しており、認定基準に定めるプロセスを逸脱している事実は確認できなかった。

●個別の認定が適正に行われているか

・審査書類に、判断の理由が明確に記載されておらず、丁寧さに欠けるものがある。

・理由付記文書の記載が申請者にとって分かりにくい。

・審査は、障害等級の目安と診断書等の内容（病状の経過、具体的な日常生活状況等）をもとに総合的に認定する仕組みとなっており、認定医の参考のために職員が作成した等級案は必要性が低い。

・2024年度の不支給割合の上昇は、「障害等級の目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」等が増えていることが寄与していると考えられる。

・2025年3月の報道を踏まえ、精神障害の新規裁定のうち、その時点で認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の事案について、障害年金センターに配置される常勤医師による確認を実施し約1割が支給となった。

＜今後の対応策＞　・審査書類に丁寧に記載することを徹底する。
・認定事例の作成･考慮要素の記載を徹底する。
・理由付記文書を改善する。
・職員による等級案を廃止する。
・今後の全ての不支給事案について複数の認定医による審査を行う。
・過去の精神障害等の不支給等事案を点検する。

◆年金制度改正法の改正のポイントを厚生労働省がホームページで説明

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（以下、年金制度改正法）について、遺族厚生年金の改正に関する問い合わせが多く、厚生労働省は公式XにQ&Aや説明資料を掲載するなどの対応をしてきた。同省は、年金制度の改正に対する誤解を取り除き正しく周知されるように、ホームページに、6月3日、「遺族厚生年金の見直しについて」（6月13日、内容を更新）を掲載した。引き続いて6月30日、「社会保険の加入対象の拡大について」「在職老齢年金制度の見直しについて」「**将来の基礎年金の給付水準の底上げについて**」「厚生年金等の標準報酬月額の上限の段階的引上げについて」を掲載し、改正のポイント等を図入りで説明した※。

※遺族厚生年金の見直しについて　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00020.html
社会保険の加入対象の拡大について　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html
在職老齢年金制度の見直しについて　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00022.html
将来の基礎年金の給付水準の底上げについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00023.html
厚生年金等の標準報酬月額の上限の段階的引上げについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00024.html

改正のポイント

●遺族厚生年金の見直し

1. 遺族厚生年金の概要
2. 見直しの対象者
3. 見直しの影響を受けない方
4. 見直し後の5年間の有期給付と継続給付について
5. 子供がいる場合

●社会保険の加入対象の拡大について

1.　そもそも現行の社会保険の加入対象は
2-1. 今回の加入拡大の対象となる方―短時間労働者の企業規模要件を縮小・撤廃
2-2. 今回の加入拡大の対象となる方―短時間労働者の賃金要件を撤廃
2-3. 今回の加入拡大の対象となる方―個人事業所の適用対象を拡大
3.　社会保険加入のメリット
4.　社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者の、就業調整を減らすための支援策について
5.　よくあるご質問―配偶者の扶養（第3号被保険者）のままで働けなくなるのですか？

●在職老齢年金制度の見直しについて

1. 在職老齢年金制度の概要
2. 見直しの趣旨
3. 見直しの内容
4. 見直しによる年金額の変化の例
5. よくあるご質問―今回の見直しの目的はなんですか？

●将来の基礎年金の給付水準の底上げについて

1.　現在の基礎年金の仕組み
2-1. 基礎年金の持つ機能①（賦課方式）
2-2. 基礎年金の持つ機能②（積立金）
2-3. 基礎年金の持つ機能（所得再分配機能）
3.　経済が好調に推移せず、基礎年金のマクロ経済スライドが長期化する場合の課題
4.　将来の基礎年金水準の低下への対応
5.　基礎年金の底上げのイメージ
6.　よくいただくご質問・ご意見

●厚生年金などの標準報酬月額の上限の段階的引上げについて

1. 標準報酬月額とは
2. 標準報酬月額の上限設定の考え方
3. 実際の賃金などに対する保険料の割合
4. 引き上げ後の標準報酬月額の上限と引上げの効果

◆日本年金機構がチャットボットで「オンライン事業所年金情報サービス」の案内を開始

日本年金機構は、6月13日からねんきんチャットボットで「オンライン事業所年金情報サービス」の案内を開始した。「オンライン事業所年金情報サービス」を利用することにより、毎月の社会保険料額情報等の各種情報・通知書を電子データで受け取ることができ、ねんきんチャットボットではオンライン事業所年金情報サービスの概要や利用方法を案内する。

日本年金気機構のホームページ（https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202506/0613.html）から下のバナーをクリックすると、日本年金機構が管理している外部（富士通株式会社）のチャットボットサービスに移行する。

◆2025年4月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率（最終的な納付率）で83.7%

厚生労働省は6月27日、2025年4月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2022年4月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.2ポイント増の83.7%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は765万月で、納付月数は641万月。

【2023年4月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比3.2ポイント増の84.8%であった。納付対象月数は745万月で、納付月数は631万月。

【2024年4月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は82.7%であった。納付対象月数は751万月で、納付月数は620万月。

なお、都道府県別に見ると、納付率が最も高いのは、3年経過納付率で島根県の92.3%、2年経過納付率で島根県の92.5%、1年経過納付率で新潟県の90.5%となった。